

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	1	府 省 庁 名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 8 条第 1 項の許可に係るごみ処理施設のうち、熱回収又は再生利用の用に供する施設 ② 廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可に係る一般廃棄物の最終処分場（廃棄物処理法の規定により環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除く） ③ PCB 廃棄物処理施設のうち、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係るもの ④ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「再資源化事業等高度化法」という。）第 11 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の認定を受けた者が設置する廃棄物処理施設 ・ 特例措置の内容 ①に該当する施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を 1/2 とする。 ②に該当する施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を 2/3 とする。 ③に該当する施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を 1/3 とする。 ④に該当する施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を 1/2 とする。 上記の特例措置の適用期限（令和 8 年 3 月 31 日まで）を 2 年間延長する。		
関係条文	地方税法附則第 15 条第 2 項第 2 号～第 4 号、第 6 号（令和 7 年 11 月 28 日施行以降） 地方税法施行令附則第 11 条第 5 項 地方税法施行規則附則第 6 条第 14 項～第 16 項、第 18 号（令和 7 年 11 月 28 日施行以降）		
減収 見込額	[初年度] — (▲393) [平年度] — (▲393) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 廃棄物の適正な処理を確保するためには、法に定められる技術上の基準に適合した施設及び設備の整備を図っていくことが必要であり、当該施設及び設備に対して税制の優遇措置を設けることにより、適正な施設及び設備の整備を促進していく。 (2) 施策の必要性 ①ごみ処理施設 ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場については、住民の忌避感、不信感から施設の設置が困難となっており、施設設置件数は減少傾向にある。このような施設設置件数の減少により処理の行き場の確保ができなくなれば、廃棄物の適正処理に支障を来しかねず、年間約 3,768 万トン（令和 5 年度実績）処理され、年間約 316 万トン（令和 5 年度実績）最終処分される一般廃棄物の受け皿の不足を招くこととなる。令和 5 年度末における一般廃棄物の最終処分場の残余容量は、9,575 万 m³（前年比▲91 万 m³）と減少傾向にあり、直近 10 年で約 1 割減少している。また、設置件数は 1,554 件（前年比▲3 件）と平成 20 年より下げ止まっていない。 以上のとおり、一般廃棄物の処理を取り巻く状況は依然として厳しい状況が継続しており、引き続き、技術上の基準に適合した施設及び設備の整備を促進し、リサイクル等による最終処分量の減量化を図るとともに廃棄物の適正な処理を推進していくことが重要な課題であり、本税制措置の延長は必要不可欠なものである。 ②一般廃棄物最終処分場		

一般廃棄物の最終処分場の整備状況は、前述のとおり残余容量、設置件数ともに減少傾向にある。また、各都道府県単位で見ると地域的な偏りが大きく、ひっ迫している地域では新たな最終処分場の整備が強く求められている。さらに、国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）では、「起きてはならない最悪の事態」の1つとして、「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態」が挙げられており、気候変動の影響により頻発化及び激甚化の傾向にある豪雨及び台風等の水害、近い将来の発生の切迫性が指摘されている大規模地震等により発生する災害廃棄物の処理に備えるため、最終処分場における十分な受入れ容量の確保が強く求められている。具体的には、水害では、平成30年7月豪雨においては約1,900千トン（平成30年度1年間で広島県にて処理される一般廃棄物量の約205%に相当）、令和元年房総半島台風及び同年東日本台風においては約1,090千トン（令和元年度1年間で千葉県にて処理される一般廃棄物量の約54%に相当）、地震では、平成28年熊本地震においては約3,110千トン（平成28年度1年間で熊本県にて処理される一般廃棄物量の約581%に相当）、東日本大震災では31,000千トン（平成23年度1年間で全国にて処理される一般廃棄物量の約72%に相当）、令和6年能登半島地震においては、4,220千トン※推計値（令和5年度1年間で石川県にて処理される一般廃棄物量の約1,169%に相当）もの膨大な量の災害廃棄物（津波堆積物を含む）が発生した。

今後発生が予期されている南海トラフ地震では東日本大震災の14倍、首都直下地震では4倍の災害廃棄物が発生すると見込まれている。

以上のとおり、ひとたび災害が発生すると、膨大な量の災害廃棄物が発生することになり、その処理量は年間で処理する量と比しても大きいものである。そのため、前述のとおり技術上の基準に適合した施設及び設備の整備を促進し、リサイクル等による最終処分量の減量化を図ることに加え、新たな一般廃棄物最終処分場の整備等による残余年数の確保及び廃棄物の適正な処理の推進が求められる。よって、本税制措置の延長は極めて重要であり、必要不可欠なものである。

③PCB廃棄物処理施設

PCB廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）において、その処分の期限が定められている。当該期限は、PCB特措法施行当時、平成28年7月までとされていたが、処分の進捗が想定よりも遅れていること、PCB特措法施行後新たに微量に汚染されたPCB廃棄物の存在が明らかとなったことから、平成24年の政令改正により、令和9年3月31日までに延長された。新たな処理期限は、条約で定める国際的な処理期限に近接しており、必ずこの期限内で処理を行わなければならない。また、一日も早く高濃度PCB廃棄物の処理を完了させるため、平成28年にPCB特措法を改正し、基本計画を閣議決定により定めること、使用中も含めた高濃度PCBの廃棄・処分の義務付け、都道府県等による報告徴収や立入検査の権限強化、都道府県等による代執行を柱とする制度的な措置を講じたところである。

また、処理期限とされている令和9年3月31日以降も、低濃度PCB使用製品が機器の寿命等によりPCB廃棄物として発生したり、新たに発見された低濃度PCB廃棄物の処理が必要となる。また、高濃度PCB廃棄物についても、処分期限以降、少量かつ散発的に発見される可能性があり、無害化処理認定制度の活用も視野に入れた適正処理の確保が必要となるところであり、これらのPCB廃棄物について、処分期限満了以降も適正処理の確保が求められている。

PCB廃棄物は、現在数万事業者にて保管されている一方で、処理業者が極めて限られている状況である（令和7年4月現在で34業者）。PCB廃棄物を令和9年3月末の処理期限までに処理完了すべく、処理体制を整備し処理を推進してきたが、現在も使用されている低濃度PCB含有機器が多く存在していることから、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で規定されているPCBの令和10年までの適正な管理及び処理の確保を遵守するため、引き続き処理体制の維持が必要である。しかしながら、今後、PCB廃棄物は全国各地で少量ずつ散発的に排出されることが予想され、無害化処分事業者の採算が立たないことによるPCB廃棄物処理の撤退が危惧されるため、処理体制の維持を堅持するためにも、引き続き税制優遇は必要である。

④再資源化事業等の高度化のための事業

再資源化事業等高度化法では、国が認定する事業計画に基づく廃棄物処理施設は、廃棄物処理法に基づく施設設置の許可を得ずに設置することが可能となる特例を規定しているが、これにより、一般廃棄物に該当する廃棄物の再資源化を行う廃棄物処理施設であって実態上は本特例措置①の適用対象に該当すると思量される施設である場合であっても、特例措置の対象外となってしまうことから、令和7年地方税法改正の際に、本特例措置の対象に、再資源化事業等高度化法に基づき設置される廃棄物処理施設を追加したもの。

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 資源循環政策の推進 4-1. 国内及び国際的な循環型社会の構築 4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）
		政策の達成目標	① ごみ処理施設及び②一般廃棄物最終処分場 一般廃棄物のリサイクル・適正処理等を推進する。 ③ PCB廃棄物処理施設 PCB廃棄物の適正な処理を促進する。 PCB廃棄物処理施設の設置を進め、PCB廃棄物特別措置法に基づき、令和9年3月31日までにPCB廃棄物の処理を完了する。さらに、処理期限の到来後に、新たに発見されたPCB廃棄物についても、確実に処理を実施する。 ④ 再資源化事業等の高度化のための事業 再資源化事業等高度化法に基づく高度な再資源化事業等を創出し循環型社会を実現することで、当該域内の廃棄物の適正処理による安全な国民生活の保全は当然のことながら、地域資源の循環による産業競争力の強化、化石燃料の代替等による脱炭素化、域内の経済循環や雇用の創出による地方創生・経済安全保障等に寄与することを目標とする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	①ごみ処理施設及び②一般廃棄物最終処分場 令和12年度に、令和4年度に対し一般廃棄物の排出量を約9%削減し、最終処分量を約5%削減する。リサイクル率については、令和12年度を目標に約26%とし、一般廃棄物最終処分場の残余年数は令和2年度の水準22年分を維持する。（※廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和7年環境省告示第6号）及び同法第5条の3に基づく「廃棄物処理施設整備計画」（令和5年6月30日閣議決定）による。） ③PCB廃棄物処理施設 PCB廃棄物の適正な処理を促進する。 ④再資源化事業等の高度化のための事業 廃棄物等の適正処理は前提に、再資源化高度化法の施行から3年以内に、高度な再資源化事業の数（再資源化事業等高度化法に基づき認定した事業数）が100以上となることを目指す。
		政策目標の達成状況	① ごみ処理施設及び②一般廃棄物の最終処分場 一般廃棄物の処理を巡る直近の状況（令和5年度実績）は、排出量は39.0百万トン（前年比3.4%減）、最終処分量は3.2百万トン（前年比6.5%減）と減少傾向。リサイクル率は19.5%（前年度19.6%）と横ばい、最終処分場残余年数は24.8年（前年比1.4年増）であり、残余容量は直近10年で約1割減少している。 ③ PCB廃棄物処理施設 PCB廃棄物処理施設について、令和7年4月1日時点における廃棄物処理法第15条第1項の都道府県知事許可施設件数は8件である。また、廃棄物処理法第15条の4の4第1項の環境大臣による無害化認定については、令和7年4月時点で31件、累計認定件数は120件である。令和9年3月31日までの処理に向け、今後さらに件数の増加が見込まれる。

	有効性		④ 再資源化事業等の高度化のための事業 令和7年度 実績なし（令和7年11月に施行予定）
		要望の措置の適用見込み	①ごみ処理施設 1,724 件 ②一般廃棄物最終処分場 77 件 ③PCB廃棄物等処理施設 8 件 ④再資源化事業等の高度化のための事業 3年で100件以上の認定を政府目標としているところであり、令和8年度以降は34件／年程度の事業計画の認定が想定されるところ、本措置の適用対象となる事業はその半数に当たるものとして17件／年程度を見込む。
		要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	「政策目標の達成状況」欄の通り、本税制の活用による公害防止用設備への設備投資が、政策目標の達成に寄与しており、今後も効果が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（地方税） 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置（国税） 再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置（国税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	1. PCB廃棄物適正処理対策推進事業（171,818千円の内数） 2. プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業（令和7年度 43億円、エネルギー対策特別会計） 3. 財政投融资の措置〈環境・エネルギー対策貸付（3-1 環境・エネルギー対策資金）〉
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記1の予算上の措置は、微量PCB汚染廃電気機器を含む低濃度PCB廃棄物の無害化処理技術を認定するといった、PCB廃棄物の適正処理を促進するための措置であり、事業者の公害防止設備の設置を促進するものではない。したがって、本要望項目との政策目的上の重複はない。 上記2の予算上の措置は、④の税制措置と対象が一部重複することは想定されるものの、当該予算措置は、脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材に対象を絞り、資源循環を通じてカーボンニュートラルの実現に寄与する技術の実証を伴うことが要件となっていることから、制度目的及び適用される対象の範囲が異なる。 上記3の予算上の措置は、再資源化事業等高度化法に基づき環境大臣の認定を受けた事業者を対象にしており、適用対象は同じである。その上で、本措置は一般廃棄物処理施設に類する施設を対象に、市町村に処理責任のある一般廃棄物の適正処理を推進する目的から設けているものであるのに対し、財政投融资の措置は中小企業等による投資促進の業振興を目的に設けているものであることから、制度目的及びそのことで狙う成果が全く異なるものである。
		要望の措置の妥当性	政策目標の達成のためには、単に事業者規制遵守を求めるだけではなく、設置時のコストが高額である設備の導入に際して税制上の優遇措置を講ずることにより、設備導入の迅速かつ円滑な実施を促進することが望ましい。

これまで の税負担 軽減措置 等の適用 実績と効 果に関連 する事項	税負担軽減措置等の 適用実績	①ごみ処理施設 令和2年度 設置件数：2,650件 減収額：280.2百万円 令和3年度 設置件数：2,316件 減収額：78.9百万円 令和4年度 設置件数：2,628件 減収額：114.2百万円 令和5年度 設置件数：1,397件 減収額：368.8百万円 令和6年度 設置件数：1,146件 減収額：248.0百万円 ②一般廃棄物の最終処分場 令和2年度 設置件数：823件 減収額：45.0百万円 令和3年度 設置件数：240件 減収額：27.0百万円 令和4年度 設置件数：64件 減収額：29.4百万円 令和5年度 設置件数：87件 減収額：19.0百万円 令和6年度 設置件数：81件 減収額：69.1百万円 ③PCB廃棄物処理施設 令和2年度 適用件数：9件 減収額：156百万円 令和3年度 適用件数：8件 減収額：154百万円 令和4年度 適用件数：9件 減収額：145百万円 令和5年度 適用件数：7件 減収額：94百万円 令和6年度 適用件数：8件 減収額：101百万円 ④再資源化事業等の高度化のための事業 令和7年度 実績なし（令和7年11月に施行予定）
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	【令和5年度】 I 課税標準（固定資産の価格） II 346,489,199千円の内数
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	① ごみ処理施設 一般廃棄物のリサイクル率については、令和2年度は約20.0%、令和3年度は約19.9%、令和4年度は約19.6%、令和5年度は約19.5%となっている。また、一般廃棄物の最終処分量は、令和2年度は約364万トン、令和3年度は約342万トン、令和4年度は約338万トン、令和5年度は約316万トンとなっている。 ② 一般廃棄物の最終処分場 一般廃棄物の最終処分場の残余年数については、令和2年度は約22.4年、令和3年度は約23.5年、令和4年度は約23.4年、令和5年度は約24.8年となっている。 ③ PCB廃棄物処理施設 令和7年4月時点における廃棄物処理法第15条第1項の都道府県知事許可施設件数は8件である。また、廃棄物処理法第15条の4の4第1項の環境大臣による無害化認定については、令和7年4月時点で31件、累計認定件数は120件である。 ④ 再資源化事業等の高度化のための事業 令和7年度 実績なし（令和7年11月に施行予定）

前回要望時の 達成目標	①ごみ処理施設及び②一般廃棄物の最終処分場 令和7年度に、平成24年度に対し一般廃棄物の排出量を約16%削減し、最終処分量を約31%削減する。リサイクル率については、令和9年度を目標に28%（令和2年度20%）とし、一般廃棄物最終処分場の残余年数は令和2年度の水準22年分を維持する。 （※廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和5年環境省告示第49号）及び同法第5条の3に基づく「廃棄物処理施設整備計画」（令和5年6月30日閣議決定）による。 ③PCB廃棄物処理施設 PCB廃棄物の適正な処理を促進する。 ④再資源化事業等の高度化のための事業 令和7年度 実績なし（令和7年11月に施行予定）
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	①ごみ処理施設及び②一般廃棄物の最終処分場 令和5年度において、一般廃棄物の排出量は平成24年度に対し約13.8%削減されており、減少傾向にあるが目標値には到達していない。リサイクル率は約19.5%と横ばいで推移しており更なる取組の推進が必要である。 一般廃棄物の最終処分量は平成24年度に対し約32.1%削減、最終処分場の残余年数は令和5年度末時点で、24.8年分と、目標を達成しており、この水準を引き続き維持していく必要がある。 ③PCB廃棄物処理施設 PCB廃棄物等処理施設については、主に環境大臣認定による無害化認定施設について、徐々に設置件数が進んでいるものの、現在数万事業者にてPCB廃棄物が保管されている一方で、処理施設が極めて限られている状況である。これは、PCB廃棄物の処理が期限付きであるため、処理業者が参入に消極的であるためである。 ④再資源化事業等の高度化のための事業 令和7年度 実績なし（令和7年11月に施行予定）
これまでの要望経緯	昭和47年に創設、以後平成26年度税制改正に至るまで2年ごとに延長。その間、昭和51年度、平成5年度、平成8年度及び平成13年度税制改正においては対象施設の拡充が認められた。また、平成18年度及び平成19年度税制改正において、石綿処理施設について対象施設の拡充が認められた。平成20年度税制改正において、自動車等破砕物処理施設が対象から除外され、廃PCB等処理施設及び産業廃棄物焼却溶融施設について課税標準率が縮減された。また、平成22年度税制改正において、産業廃棄物の最終処分場等が対象から除外され、石綿含有産業廃棄物等無害化処理用設備について課税標準率が縮減された。平成30年度税制改正にて、再度石綿含有産業廃棄物等無害化処理用設備について課税標準率が縮減された。令和4年度税制改正にて、熱回収又は再生利用の用に供する施設にごみ処理施設の対象が限定され、廃棄物処理法の規定により環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設が一般廃棄物の最終処分場の対象から除外された。令和6年度税制改正要望にて、石綿含有産業廃棄物等処理施設が対象から除外された。令和7年度税制改正要望で、再資源化事業等高度化法（新法）の認定制度に基づいて設置される廃棄物処理施設が措置の対象として拡充された。